

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について

令和 5 年 10 月
消防庁危険物保安室

【改正概要】

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令による石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（以下「区域令」という。）の改正に伴い、当該政令を引用している告示の関係条項について所要の整備を行うもの。

【改正内容】

区域令別表における号番号が改正されることに伴い、当該号番号を引用している告示について以下のとおりハネ改正を行うもの。

1. 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）中、第 4 条の 20 第 2 項第 3 号イからハの規定を改める。
2. 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通産省、運輸省、建設省、自治省告示第 2 号）中、第 68 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 イからハの規定を改める。

【施行期日】

公布の日の翌日（令和 5 年 10 月 28 日（土）予定）